

| 公募対象事業 | 事業の内容 | 事業実施主体の業務の概要 | 応募団体の要件 | 補助対象経費の範囲 | 補助率 |
|--|---|---|---|-----------|-----|
| 公募対象事業のメニュー | | | | | |
| 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 | | | | | |
| 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち ① 機械導入事業 | 事業の内容は、次のとおりとする。 ① 機械導入事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体及び飼料生産受託組織等が機械装置を導入する場合における、当該装置の取得に必要な費用の一部の補助 | 事業実施主体は、次の業務を実施するものとする。 ① 協議会からの事業申請の受付・取りまとめ及び事業実施計画の作成 ② リース事業者等からの補助金請求及び取組主体等からの実績報告の受付、審査及び基金管理団体への補助金支払の依頼 ③ 事業実施状況等の確認・報告 | 次の全ての要件を満たすこと。 ① 実施しようとする事業メニューに関する知見及びノウハウを有していること。 ② 事業実施体制の構築が可能であり、農林水産省、都道府県及び基金管理団体と連携することが可能であること。 ③ 公募対象事業のメニューの推進並びに補助金の管理及び執行を行える体制を有していること。 | ○事務費 | 定額 |

| | | | | | |
|------------------------|---|---|---|----------------------|---|
| <p>② 優良繁殖雌牛更新加速化事業</p> | <p>② 肉用牛の生産基盤の強化のため、肉用牛の繁殖雌牛を更新した取組に対する更新奨励金の交付</p> | <p>事業実施主体は、次の業務を実施するものとする。</p> <p>① 事業取組主体からの事業申請の受付・取りまとめ、審査及び事業実施計画の作成</p> <p>② 取組主体への補助金の交付</p> <p>③ 事業実施状況等の確認・報告</p> | <p>次の全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 実施しようとする事業メニューに関する知見及びノウハウを有していること。</p> <p>② 事業実施体制の構築が可能であり、農林水産省及び基金管理団体と連携することが可能であること。</p> <p>③ 公募対象事業のメニューの推進並びに補助金の管理及び執行を行える体制を有していること。</p> | <p>○事業費 ○事務費</p> | <p>10万円以内/頭</p> <p>15万円以内/頭 (遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛)</p> |
|------------------------|---|---|---|----------------------|---|

(注) 「補助対象経費の範囲」に掲げる各経費の内容は、次のとおりとする。

○ 「事業費」とは、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により行う公募対象事業のメニューの実施に必要な経費である。

○ 「事務費」の各経費の内容は、次のとおりとする。

人件費：本事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を要するもの等）について、本事業を実施する民間団体等が、当該事業に直接従事する者に支払う実働に応じた対価で、直接作業時間に対する給与その他手当（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「経理課長通知」という。）による。）

賃金：日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（経理課長通知による。）

旅費：本事業の推進・指導・検査・審査に要する旅費、外部専門家に対する旅費等

共済費：人件費・賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金

報償費：外部専門家に対する謝金

需用費：消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費）、印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費）及び修繕費（庁用器具類の修繕費）

役務費：通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）、振込手数料等

使用料及び賃借料：事務室借料、会場借料並びに自動車、事業用機械器具等の借料及び損料

システム運営費：事業参加申請手続システム等の開発及びそのシステムの運営費

委託料：本事業に係る事務の委託等（委託料の中に賃金等の人件費がある場合には、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第961号農林水産省大臣官房経理課長通知）が適用される。）

雑費：収入印紙代等